

ダム等の大規模な治水事業に関する会計検査の結果

— 参議院からの検査要請を通じて判明した問題等 —

しみず まさのり
決算委員会調査室 清水 雅典

1. 検査要請の背景等

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備等を行うことを任務としており、これを達成するため、河川等の整備、利用、保全その他の管理、水資源の開発又は利用のための施設の整備、管理等を行うこととされている。これを受けて、同省は、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、治水対策となる堤防の築造、ダム、放水路等の整備等を行う河川改修事業（以下「治水事業」という。）を実施している。

参議院における平成 20 年度決算の審査において、大規模な治水事業に関する問題が指摘されたことを受けて¹、参議院決算委員会は、大規模な治水事業の実施状況等を把握するため、23 年 2 月、国会法第 105 条に基づき、会計検査院に検査要請を行った。

今回、会計検査院は、上記の要請を受け、国土交通省（13 年 1 月 5 日以前は建設省又は総理府北海道開発庁。）及び独立行政法人水資源機構（15 年 9 月 30 日以前は水資源開発公団。以下「機構」という。）が実施する大規模な治水事業について検査を行った。その結果、会計検査院から 24 年 1 月に「大規模な治水事業（ダム、放水路・導水路等）に関する会計検査の結果について」（以下「報告書」という。）が報告されたところである。本稿では、この報告書の概要等について紹介する。

2. 検査の対象等

今回の検査の対象は、国土交通省及び機構が、平成22年度において事業実施中のダム（47か所）、放水路（2か所）、堰（1か所）、導水路（2か所）、遊水地・調整池（4か所）及び高規格堤防（5水系6河川）の大規模な治水事業である²。また、水系単位で治水事業を捉えた場合の事業量、事業の進捗状況等を踏まえた結果、利根川水系及び斐伊川水系についても検査の対象とされている。

そして、上記の各検査対象の①事業の目的、必要性等の検討の状況、②事業の実施状況、③事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況、④事業再評価時における投資効果等の検討の状況について検査が実施された。また、利根川水系及び斐伊川水系については、関連する河川改修事業等を含めて、複数の事業間の連携状況についても検査が行われている。以下、本稿では、検査の対象ごとに、その概要、検査の結果判明した主な問題点等について記述する。

3. ダム事業の実施状況等について

(1) ダム事業の概要等

ダムは、河川水量の調節を行って下流域の洪水被害を軽減させること及び下流域の河川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量を補給することを目的とする構造物である。多目的ダムは、これらに加えて、貯水した流水をかんがい用水、水道用水等に用いることもその目的としている。

国土交通省及び機構は、河川法（昭和39年法律第167号）、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）等に基づき、ダム建設に関する事業計画を策定し、これに基づいてダム建設事業を実施している。そして、平成 22 年度時点で、国土交通省が行うダム建設事業は 37 事業（41 ダム）、機構が行うダム建設事業は 6 事業（6 ダム）、計 43 事業（47 ダム）となっている。

なお、21 年 9 月の政権交代以降、政府は、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、これらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。このため、国土交通省は、21 年 12 月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発足させている。そして、同省は、同会議が22年9月に示した「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）に沿って、ダム本体の建設工事に着手済みのものなどを除いたダム建設事業等について、個別に検証を行った上でその後の事業の進め方について判断することとしている³。

参考 1 首都圏最大級の規模を誇る多目的ダムである宮ヶ瀬ダム（神奈川県）



(注) 宮ヶ瀬ダムは平成 13 年に完成しているため、今回の検査の対象には含まれていない。
(出所) 平成 22 年 10 月 筆者撮影

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の各事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況

国土交通省は、前記のとおり、中間とりまとめに沿って、事業主体等を検討主体とし、検討の場を設置するなどして個別に検証を行った上で、その後の事業の進め方について判断するとしている。しかし、国土交通大臣が検討を指示した26のダム建設事業のうち、戸草ダム（長野県）等3ダムは、平成23年10月末時点において、国土交通大臣から検討の指示があつてから既に1年以上が経過しているにもかかわらず、検討の場が設置されていなかった。さらに、23年10月末時点で、検討主体から国土交通大臣に対して検討結果が報告されているのは、既に事業中止を決定した2ダムのみとなっていた。

イ 事業の実施状況

計画事業費（ダム建設事業の計画上の事業費）に対する執行済事業費の割合（以下「執行率」という。）等を検査したところ、昭和54年に事業に着手した立野ダム（熊本県）については、当初の計画事業費は425億円であるが、平成22年度末における執行済の事業費は418億円、執行率98.5%となっていた。その上、執行率が100%近くになった23年9月段階で、計画事業費を直近の変更前の2.1倍（905億円）に引き上げていた。

また、事業期間に対する経過状況について見ると、戸草ダム等3ダムは、計画上の期間を過ぎても事業が完了していないにもかかわらず、事業期間の延長が行われていなかった。

ウ 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

計画事業費又は事業期間の変更状況等について検査したところ、大滝ダム（奈良県）等9ダムについては、変更後の計画事業費が当初計画の2倍以上と大幅に増額されていた。特に、大滝ダムについては、ダム本体の容量は当初計画時と変わらないが、変更後の事業費は当初の15.8倍（当初計画時230億円、変更後は3,640億円）となっていた。

また、事業期間の延長状況等について見ると、滝沢ダム（埼玉県）等33ダムにおいて、従前の事業期間の期限を過ぎてから延長が行われている例があつた。さらに、33ダムのうち7ダムについては、計画変更後の事業期間が、当初計画の2倍以上と大幅に延長されていた。なお、事業主体は、事業費の増加要因又は期間の延長要因について各種の理由を挙げているが、既存の関係資料からは、これらの要因の詳細等について明確にできない状況となっていた。

(3) 会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①計画事業費や事業期間が事業の実施状況を反映したものとなるよう、適時適切に事業計画の見直しを行うこと、②計画事業費の増減の詳細な要因と内訳、事業期間の変更の詳細な要因等を調査・分析し、計画変更等について、事業の実施の可否も含め適時適切に検討することなどが必要であると指摘している。

4. 放水路等事業の実施状況等について

(1) 放水路等事業の概要

放水路は、洪水時に他の河川や海に分流することにより、河川の洪水時の流量を軽減して被害を未然に防ぐ人工の水路であり、一般的には、水路と、流下量を調節するために分流する地点等に設置する堰とで構成されるものである。

放水路等事業のうち、国が事業主体である大規模な治水事業としては、平成22年度において、旭川放水路事業、斐伊川放水路事業及び大河津可動堰改築事業の計3事業が実施されている。

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の各事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況

前記の3事業について、事業主体は、放水路等以外の他の治水対策案との比較等に関して、事業着手前にどのような検討がなされたかを裏付ける関係資料を保有していないため、事業の経緯等について明確にできず、説明責任を果たせない状況となっていた。

イ 事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況

各事業における事業費の推移等を見ると、旭川放水路事業は、当初事業費266億円に対して変更後の事業費は890億円、斐伊川放水路事業は、当初事業費1,170億円に対して変更後の事業費は2,500億円となっており、それぞれ事業費が大幅に増加している。しかし、両事業とも、事業主体は関係資料等を保有しておらず、計画変更理由等の妥当性を明確にできず、説明責任を果たせない状況となっていた。

ウ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

国土交通省は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、採択後長期間が経過している事業等の再評価を行っている。事業再評価時における投資効果の検討状況等について検査したところ、旭川放水路事業については、事業再評価において、一部費用の計上漏れがあった。また、過去の事業再評価における総費用と総便益の算定の根拠に関するデータ等を保有していなかった。そして、斐伊川放水路事業については、費用便益比の算定に用いられた建設費の値に誤りがあった⁴。

(3) 会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①計画事業費の増減の詳細な要因と内訳、事業期間の変更の詳細な要因等を調査・分析して、事業の実施や計画変更について、事業の実施の可否も含めて適時適切に検討すること、②事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすることなどが必要であると指摘している。

5. 導水路事業の実施状況等について

(1) 導水路事業の概要

導水路は、水道用水の補給等の流水の正常な機能維持等のため、人工水路を利用して流水を導く施設で、流量が余剰となっている河川から取水を行い、地下等を掘削して築造された水路を通じて流量が不足している河川に流水を供給するものである。

導水路事業のうち、大規模な治水事業としては、平成22年度において、国が事業主体である霞ヶ浦導水事業と、機構が事業主体である木曾川水系連絡導水路事業の2事業が実施されている。

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の両事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況

霞ヶ浦導水事業は、那珂川等の水を霞ヶ浦へ導水することにより霞ヶ浦の水質改善を図ることを目的としているが、近年、霞ヶ浦の水質は悪化する傾向にあり、現状において導水を実施しても、目標どおりの水質改善を達成するまでには相当な期間を要することが見込まれる。

イ 事業の実施状況

霞ヶ浦導水事業は、利根導水路と那珂導水路の2つが完成し、双方が利用されることによって事業の目的を達成できることとなる。しかし、現在、利根導水路は完成しているものの、那珂導水路は事業進捗が遅れており（進捗率33.1%）、完成の目途が立っておらず、両導水路が一体として利用できないことなどから、現在もその事業効果が発現していなかった。すなわち、利根導水路は、平成3年の工事完了後、これまで霞ヶ浦導水事業として利用された実績がない状況となっていた。

ウ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

霞ヶ浦導水事業に関して過去に実施された事業再評価については、事業主体が関係資料を保有しておらず、過去の事業再評価における総便益の算定過程等の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。

(3) 会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①継続して事業を実施する場合には、関係者等と十分調整を行うとともに、事業の効果、必要性等を再度明確にした上で事業に取り組むこと、②完成している利根導水路については、投資効果が少しでも発現されるよう、利根導水路単体での有効活用について検討すること、③事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすることなどが必要であると指摘している。

6. 遊水地等事業の実施状況等について

(1) 遊水地等事業の概要

遊水地は、河川堤防に隣接した堤内に取得した土地の外周に盛土を行うなどして確保した空間に洪水を一時的に貯留できるようにする施設で、周囲堤（土地の外周に築造した盛土）、排水門等で構成されるものである。

遊水地等事業のうち、国が事業主体である大規模な治水事業としては、平成22年度において、千歳川遊水地工事、渡良瀬遊水池調節池化工事、稲戸井遊水池調節池化工事及び上野遊水地事業の計4事業が実施されている。

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の各事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況

上記の4事業については、事業主体が関係資料を保有していないため、事業における遊水池の計画規模、設置箇所等が河川整備計画の記載内容と整合したものとなっているか明確にできなかつたり、事業の目的、必要性等についての検討の有無を明確にできなかつたりしており、事業に対する説明責任が果たせないなどの状況となっていた。

イ 事業費の推移及び事業計画の変更に伴う見直し等の状況

渡良瀬遊水池調節池化工事、稲戸井遊水池調節池化工事及び上野遊水地事業の3事業については、事業主体は、文書管理規則に基づく保存期限の満了に伴い関係資料を廃棄したことなどにより保有していないため、事業計画の内容・変更理由や計画事業費の算定根拠・増減の内訳等の事実関係を明確にできず、事業に対する説明責任を果たせない状況となっていた。

ウ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

上記の4事業については、これまで実施された複数回の事業再評価について、評価の対象、方法等が評価ごとに異なっていたり、関係資料を保有していないため、過去の事業再評価における総便益の算定の妥当性を明確にできなかつたりなどしていた。

(3) 会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①説明責任を果たせるよう、事業計画等を変更するなどの際には関係資料を整備するとともに、事業の目的、必要性等についての再検討に活用できるようすること、②今後は計画事業費の増減の詳細な要因等を調査・分析して、事業の実施や計画変更について、事業の実施の可否も含めて、適時適切に検討すること、③事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすることなどが必要であると指摘している。

7. 高規格堤防整備事業の実施状況等について

(1) 高規格堤防整備事業の概要

高規格堤防（「スーパー堤防」とも称される。）は、通常堤防より堤内地側の堤防の幅が非常に広い堤防（一般的には、堤防の高さの約 30 倍の幅を有する。）であり、堤内地側の堤防上の土地が通常の利用に供されても、超過洪水（計画規模の洪水を上回る洪水）による越水に耐えることができるように造成されるものである。

そして、高規格堤防の整備に当たっては、高規格堤防等と沿川地域の市街地の整備等に関する基本構想（以下「沿川整備基本構想」という。）を策定し、これに基づき計画的に整備を進めていくこととされている。そして、沿川整備基本構想において優先的に整備を進めることとされた地区のうち、高規格堤防の整備と併せて一体的に市街地整備を行うことが適当であると認められる地区については、当該市町村等が河川管理者と協議して、高規格堤防等と整合のとれた市街地整備に関する計画（以下「沿川市街地整備計画」という。）を策定の上、高規格堤防整備事業を実施することとされている（図表 1 参照）。

高規格堤防整備事業は、人口・資産の集中、更には中枢機能の集積の著しい東京、大阪等の大都市地域の大河川における特定の一連区間において、超過洪水等に対して、破堤による壊滅的な被害を回避し、治水安全度の向上を図ることなどを目的として、昭和62年度に創設された。各水系における河川整備基本方針等において、高規格堤防を整備するとされている河川は、利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川及び大和川であり、これら 6 河川における要整備区間の延長は、計 872.6 km となっている。

また、国土交通省は、高規格堤防の更なる効率的、効果的な整備を図るため、平成17年3月に、要整備区間のうち特に国家的な中枢機能と活動が集中している区域を防御する区間等を「重点整備区間」として設定している。その延長は計 223.8 km であり、要整備区間の延長に占める割合は 25.7 % となっている。

なお、財務省が実施した平成 22 年度の予算執行調査によれば、22 年 4 月時点において上記 6 河川の整備延長は 50.8km（整備率 5.8 %）であり、累計事業費は 6,943 億円となっている⁵。

図表 1 高規格堤防（スーパー堤防）概念図



(出所) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所ホームページ
<<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/disaster/now/super/qa.html>>

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の各事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の実施状況①（事業スキーム）

利根川では、沿川に市街地整備の動きがないことなどを理由として、本来整備すべき沿川整備基本構想を策定していなかった。また、沿川市街地整備計画については、策定している地区は6河川において1地区もなく、高規格堤防等と市街地との一体的な整備は実施されていなかった。

また、沿川整備基本構想に整備を推進する地区等と位置付けられた地区であっても事業が行われていなかったり、同構想に位置付けられていなかった地区で事業が行われていたりするなど、高規格堤防と市街地の一体的な整備を推進するために策定された沿川整備基本構想は、必ずしも十分に機能していない状況となっていた。

イ 事業の実施状況②（地区別の整備状況）

高規格堤防は、超過洪水に対しても破堤しないことを目的として整備されるものであるが、その効果は、基本断面（高規格堤防として必要な高さ及び幅を満たした堤防の断面形状）が完成した場合に初めて発現することとなる。しかし、国土交通省は、地区の中に基本断面が完成した延長が一部でもあれば、「完成」に分類してその地区の延長全てを完成延長として計上しており、その中には、基本断面が完成した延長が全くないのに「完成」としている事態も見受けられた。

国土交通省は、22年度末現在の整備状況は、要整備区間については整備延長を50,630m⁶、整備率を5.8%、また、重点整備区間においては、同じく整備延長を27,740m、整備率を12.4%であるとしていた。しかし、会計検査院が検査を実施し、基本断面が完成していると認められた整備延長等について改めて集計したところ、図表2のとおり、国土交通省の算定結果をはるかに下回るものとなっていた。

図表2 高規格堤防の整備延長及び整備率

区間	6河川の総延長計 (km)	国土交通省の考え方		会計検査院の検査結果	
		整備延長(m)	整備率(%)	整備延長(m)	整備率(%)
要整備区間	872.6	50,630	5.8	9,463	1.1
重点整備区間	223.8	27,740	12.4	2,495	1.1

(注1) 国土交通省は、「完成延長」、「暫定完成延長」及び「事業中延長」の計を「整備延長」としている。

(注2) 会計検査院は、基本断面が完成している延長を「整備延長」としている。

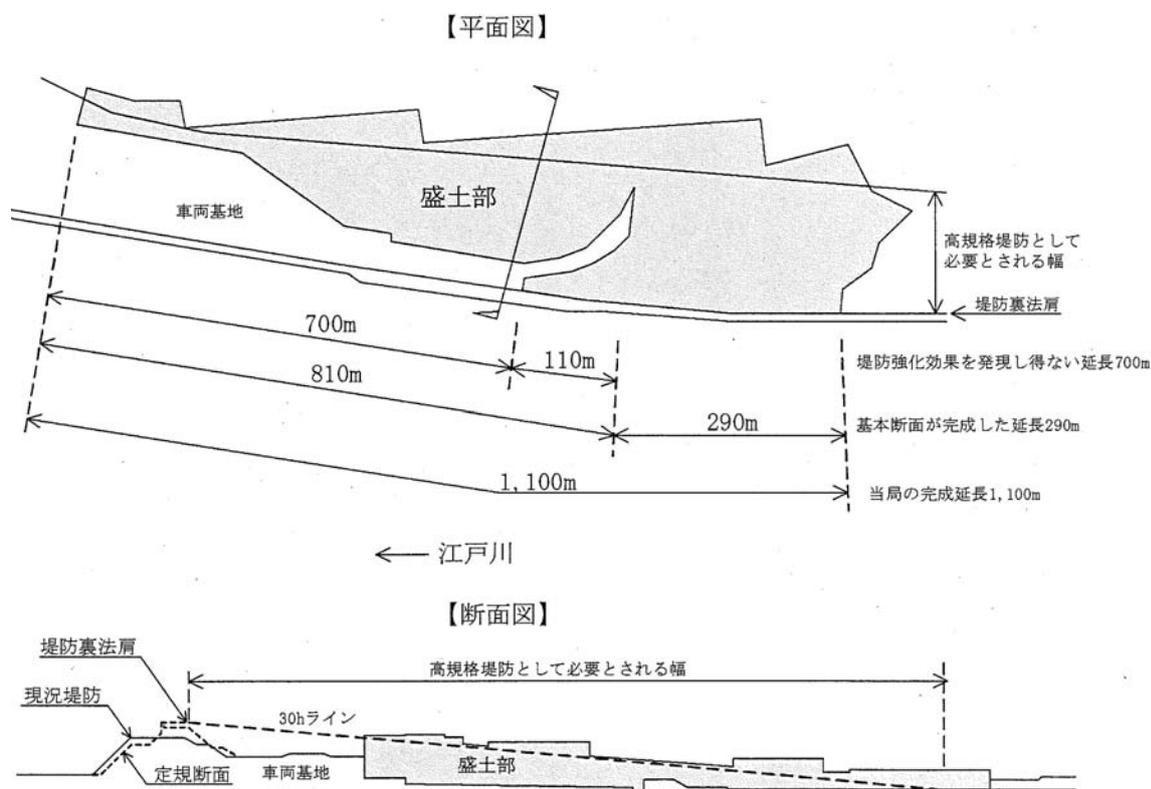
(出所) 報告書に基づき作成

この整備延長及び整備率の考え方の相違等について、図表3を用いて、以下具体的に説明する。図表3は、江戸川・妙典地区の例であり、同地区では、一部区間(290m)において基本断面が完成しているが、国土交通省は、同地区の対象区間1,100mを整備延長としている。一方、会計検査院は、同地区のうち地下鉄の車両基地部分(810m)については、盛土が行われておらず、基本断面が完成していないことから、超過洪水に対しても破堤しないという効果が発現しないため、基本断面の完成区間290mのみを整備延長として取り扱うべきであると指摘している。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、盛土を行うことができる箇所から部分的に施工していく段階的な施工が多数実施されている。そして、国土交通省は、段階的な施工による整備は、超過洪水に対しても破堤しないという効果は発現しないが、通常堤防の断面を拡幅することなどにより、堤防が強化されるという副次的効果(以下「堤防強化効果」という。)を有し、破堤の危険性が減少する効果があるとしている。

しかし、会計検査院が検査したところ、同地区のうち700mの区間については、盛土が通常堤防と接していないため断面の拡幅が行われておらず、堤防強化効果さえも発現し得ない状況となっていた。

図表3 江戸川・妙典地区における高規格堤防(完成地区)



(出所) 報告書 97 頁

参考2 江戸川・妙典地区における高規格堤防



(注) 写真左側が江戸川であり、写真右側の更に奥まで高規格堤防が続いている。なお、右側の線路部分が車両基地の一部である。

(出所) 平成24年3月 筆者撮影

ウ 事業の実施状況③（整備後の管理）

河川法等の規定によれば、堤防（高規格堤防を含む。）の区域内は「河川区域」とされ、その区域内で工作物の新築、改築等を行うときは、河川管理者の許可を受けなければならないなど、各種の規制を受けることとなる。このため、高規格堤防の区域内の土地のうち通常の利用に供することができる土地については、高規格堤防の整備の円滑な推進を図ることを目的として、河川区域の規制が緩和される「高規格堤防特別区域」に指定することとされている。

しかし、高規格堤防の区域内の土地が通常の利用に供されている83の完成地区等において、隣接地区と合わせて指定等を行う予定であることなどを理由として、未だに指定等が行われていない地区が25地区存在していた。このように、高規格堤防特別区域の指定等が行われないと、高規格堤防であることが明示されないままになり、また、河川区域の規制の緩和が行われなため、通常の利用に支障を生ずることとなる。

（3）会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①当初想定していた事業スキームは十分に機能していない状況が見受けられることから、今後、同事業を廃止しない場合には、実現可能性のある事業スキームを構築すること、②破堤しないという高規格堤防の効果は基本断面が完成した場合において初めて発現することから、高規格堤防の整備延長及び整備率については、高規格堤防整備の目的、効果等を考慮した算出方法を確立すること、③高規格堤防特別区域の指定等を適切に行うことなどが必要であると指摘している。

8. 利根川水系及び斐伊川水系について

(1) 利根川水系及び斐伊川水系の概要

ア 利根川水系

利根川は、その源を大水上山に発し、太平洋に注ぐ、幹川流路延長 322km、流域面積 16,840km²の一級河川である。

利根川水系では、明治以降、築堤、河道掘削等の治水事業が行われてきているが、平成22年度末現在において利根川水系河川整備計画が未策定であるため、利根川水系河川整備基本方針及び利根川水系工事実施基本計画に基づき河川の改修工事が行われている。そして、利根川水系においては、上記の基本方針等に基づき、利根川等において洪水調節等を目的として湯西川ダム建設事業等の大規模な治水事業が実施されている。

イ 斐伊川水系

斐伊川は、その源を中国山地の船通山に発し、宍道湖、中海等を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 153km、流域面積 2,540km²の一級河川である。

国土交通省は、14年に斐伊川水系河川整備基本方針（以下「斐伊川整備方針」という。）を策定し、同時期に島根県でも神戸川水系河川整備基本方針を策定している。さらに、18年には、斐伊川放水路事業の進捗に伴い、二級河川として島根県が管理していた神戸川水系を斐伊川水系に編入した。そして、22年度末現在において、国土交通省中国地方整備局は、21年に変更された斐伊川整備方針及び22年に策定された斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）に基づき、斐伊川と神戸川の下流部等の治水安全度の向上を目的として一体的な整備を実施している。

(2) 判明した問題点等

今回、会計検査院が上記の両事業について検査したところ、主に次のような問題点等が見受けられた。

ア 事業の目的、必要性等についての検討の状況

利根川水系のうち、国が管理する区間では、まだ河川整備計画が策定されておらず、計画案の基礎となる原案の作成段階であり、河川整備計画本体の策定期間についての見通しが立っていない状況であった。そして、県が管理する区間でも、河川整備計画が策定されていない圏域等が見受けられた。

また、斐伊川水系のうち、国が管理する区間では河川整備計画が策定されているが、県が管理する中流域では、河川整備計画が策定されていない区間が見受けられた。

イ 事業の実施状況

洪水調節施設、堤防等の整備は密接に関係することから、これらの事業が連携して実施されることが肝要であるが、利根川水系においては、河川整備計画が策定されていないために、20年から30年程度の間実施する具体的な河川の整備内容等の目標が明らかにされておらず、洪水調節施設等の整備が、当面の目標に向かって連携して実施されているか確認できない状況となっていた。

ウ 事業再評価時における投資効果等の検討の状況

斐伊川水系において、15年度に実施された事業再評価と、20年度及び22年度に実施された事業再評価の間で、評価の対象等が異なっている事態が見受けられた。

また、事業主体において、15年度の事業再評価における総便益の算定根拠、算定に使用したデータ等の関係資料を保有していないため、過去の事業再評価における総便益の算定の妥当性を明確にできず、説明責任が果たせない状況となっていた。

(3) 会計検査院の所見

上記の検査結果を踏まえて、会計検査院は、①利根川水系において、河川整備計画（国管理区間）が策定されていない河川については、河川整備計画の策定に向けて、関係自治体等と連絡及び調整を十分行うなどの取組をより促進させること、また、利根川、斐伊川両水系に関係する県管理区間において河川整備計画が策定されていない場合には、河川整備計画の策定に向けて、県との情報共有及び連携を一層図ること、②利根川水系における治水事業において、河川整備計画を早期に策定して、その河川整備計画に基づき洪水調節施設、堤防等の整備を連携して計画的に行うこと、③斐伊川水系における治水事業において、事業再評価に当たっては、説明責任を果たせるよう総費用及び総便益の算定根拠等の関係資料を整備するとともに、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を的確に行えるようにすることなどが必要であると指摘している。

9. おわりに

参議院決算委員会からの検査要請に対する今回の報告は、これまで取り上げてきたように、ダム、放水路、導水路、遊水地、高規格堤防等、検査対象は多岐にわたっており、その内容も、事業の実施状況のみならず、事業目的や必要性、事後の再評価の在り方にまで踏み込んでおり、充実したものになっていると評価できよう。特に、今回のダム事業に関する検査結果については、前述のとおり、できるだけダムに頼らない治水への政策転換が進められ、ダム事業の検証が行われていく中で、ダムの現状を正確に認識し、これまでの事業実施状況を評価する上でも極めて有益な資料となるであろう。

また、高規格堤防整備事業については、平成22年10月の事業仕分けにおいて「廃止」と判定されたが⁷、その後、国土交通省の高規格堤防の見直しに関する検討会における検討結果等を踏まえて、今後の事業実施区間を、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」とし、これまで約873kmとしていた区間延長を約120kmに短縮した上で、24年度も事業を実施することとしている⁸。このような背景もあり、同事業に対する注目度は極めて高かったことなどから、今回の会計検査院の検査結果は、新聞報道等においても大きく取り上げられた⁹。このように、事業実施区間は短縮されることとなるが、上記の約873kmの区間のうち、今後事業を実施予定である区間以外の部分の取扱いや、本稿の7.（2）イで論じた検査結果を踏まえた整備延長及び整備率の算出方法の在り方等については、引き続き注視していく必要があるものと思われる。

国会の検査要請に対する会計検査院からの報告は、国会における決算審査等において十分に活用されてこそ意義があると言える。今後、我が国では、現下の厳しい財政状況を踏まえた大規模公共事業の進め方、東日本大震災の被害を踏まえた治水事業の在り方等について議論を深めていく必要がある。その前提として、これからの国会審議等において、今回の検査報告を有効に活用し、これまでに実施されてきた大規模な治水事業について多角的に検証するとともに、その検証結果を、将来におけるより効率的・効果的な治水事業の実施のためにつなげていくことが極めて重要である。

1 第174回国会参議院決算委員会会議録第6号1頁～4頁（平22.4.19）

2 個別の検査箇所等の詳細については、報告書16頁等参照。

3 国土交通省河川局「今後のダム事業の検証の進め方について」（平22.11.16）

4 ただし、両事業とも、正しい数値により再計算を行った結果、計上漏れ等があった部分については総費用への影響が小さいことから、算出される費用便益比の数値は変わらなかったとされている。

5 財務省「高規格堤防整備事業（スーパー堤防事業の今後の実施について）」（平22.6）

6 この整備延長は、事業実施中であった地区の中で、22年度に完成した2地区と事業を中止した1地区の事業進捗を反映しているため、財務省の予算執行調査において公表された整備延長とは異なっている。

7 内閣府行政刷新会議事務局「行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」WG-B」（平22.11）
（平22.10.28開催分議事録）19頁

8 国土交通省水管理・国土保全局「平成24年度 水管理・国土保全局関係予算決定概要」（平23.12）

9 『朝日新聞』（平24.1.20）、『毎日新聞』（平24.1.20）、『読売新聞』（平24.1.20）等において取り上げられており、各紙とも、高規格堤防の整備延長及び整備率に関する国土交通省の考え方と会計検査院の検査結果の差異等を中心に論じている。